

議案第 6 5 号

日進市消防団条例の一部改正について

日進市消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 9 月 2 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、日進市消防団条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 成年被後見人及び被保佐人が消防団員となることができないとする規定を削る。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市消防団条例(昭和41年日進町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を 終わるまでの者又はその執行を受けるこ とがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第8条の規定による懲戒免職の処分を 受け、当該処分の日から2年を経過しない 者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号のいづれ <u>かに</u>該当する場合においては、これを降任 し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいづれかに該当するに 至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号又は第3号のいづれかに</u>該当 するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 任命権者は、団員が次の各号のいづれ <u>かに</u>該当するときは、懲戒処分として戒告 し、停職し、又は免職することができる。た だし、団長の行う懲戒処分は、市長の承認を 得なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固以上の刑に処せられ、その執行を 終るまでの者</u></p> <p>(3) <u>次条の規定による免職の処分を受け、 当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の各号の<u>一</u>に該 当する場合においては、これを降任し、又は 免職することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>一</u>に該当するに至った ときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第2号又は第4号の<u>一</u></u>に該 当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 任命権者は、団員が次の各号の<u>一</u>に該 当するときは、懲戒処分として戒告し、停職 し、又は免職することができる。ただし、団 長の行う懲戒処分は、市長の承認を得なけれ ばならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。